基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年五月九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月十六日

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

株式会社洸陽電機

代表取締役　山本　吉大

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である櫻井千恵が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十六日

神奈川県横浜市青葉区奈良町一五六六番地三四〇

プリアムス・システム・テクノロジーズ・エージー

日本における代表者　櫻井　千恵

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石垣義仁が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十六日

愛知県長久手市長配二丁目一三〇四番地二

ハンティントントレーディング　インク

日本における代表者　石垣　義仁

限定承認公告

本籍茨城県笠間市小原五七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　友部　義博

右被相続人は平成二十五年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年四月四日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

茨城県水戸市千波町一八五三番地の一園部マンションC棟一〇二号

限定承認者　友部　富子

限定承認公告

本籍群馬県沼田市高橋場町二〇五八番地一、最後の住所群馬県沼田市桜町四七六九番地一

被相続人　亡　加藤　悦朗

右被相続人は平成二十五年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年四月七日前橋家庭裁判所沼田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

群馬県渋川市石原一〇四番地一ハイブリッジ壱番館二〇三

相続財産管理人　加藤　浩子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額金十四億円を金十二億九千四百万円減少して金一億六百万円とし、発行済優先出資総口数二万八千口を一口に対して五万円をもって二万五千八百八十口買入消却して二千百二十口とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月二十七日であり、社員総会の決議は、平成二十六年四月十五日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=81079485

平成二十六年四月十六日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

東京開発F特定目的会社

取締役　堀川　朋善

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十六日付第八六号九六四日付衆会第五号四〇ページ

ページ●同日付政府調達第七〇号四〇ページ●二月十ジ

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十日

掲載頁　五十九頁（号外第八十一号）

平成二十六年四月十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　芝大門特定目的会社

取締役　的場　武教

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四億口を消却して七十二億九千九百五十九万六千四百五十口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年五月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年四月十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　芝大門特定目的会社

取締役　的場　武教

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年五月二十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年四月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

株式会社乃村リテールアセットマネジメント

代表取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十六年四月九日（号外第八十号）掲載の被相続人　亡　楠山　太一に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「最後の住所千葉県浦安市高洲四丁目三番一―一一一三号」とあるは「最後の住所千葉県浦安市高洲四丁目三番一―一一一三号　プラウド新浦安」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年四月十六日

扱　店

訂正公告

平成二十六年四月十日掲載の定款変更につき通知公告中、代表取締役「北島　道生」とあるは「香月　道生」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年四月十六日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五九	上	終りから一〇	各階の長辺方向の	各階の長辺方向の
〃	〃	終りから一〇	各階の	各階の
〃	下	終りから一〇	各階の	各階の
〃	〃	終りから七	各階の	各階の
〃	〃	六	各階の	各階の
〃	〃	上一二	各階の	各階の
〃	〃	一五	各階の	各階の
〃	〃	一九	各階の	各階の

平成二十五年十月九日（号外第二百二十号）公布国土交通省令第八十七号（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三ページ上段二二行目から二三行目の「別記第八号様式」に」の後に「「第六条第二項」を「第三十一条第二項」に」を加える。

ページ	段	行	誤	正
三七	下	終りから二	各階の各階の	各階の

平成二十六年一月十七日（号外第十号）経済産業省・国土交通省告示第二号（貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三七	下	終りから二	各階の各階の	各階の

平成二十五年十二月二十七日（号外第二百八十五号）国土交通省告示第千三百十一号（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三七	上	終りから一〇	講じられてるも	講じられているもの

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）